

「地方職員共済組合湯田保養所調理業務委託」公募型プロポーザル方式による手続きの開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続きを開始します。

平成29年9月19日

地方職員共済組合山口県支部長 村岡 嗣政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務名
地方職員共済組合湯田保養所調理業務
- (2) 業務内容
「地方職員共済組合湯田保養所調理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（更新可）
- (4) 実施場所
地方職員共済組合湯田保養所「翠山荘」内 厨房等
(山口県山口市湯田温泉3丁目1番1号)

2 参加資格

この手続きに参加できる者は、宿泊施設等の調理業務の実績がある法人、その他団体又は宿泊施設の調理業務を確実に実施できると見込まれる法人等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人等であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定に該当しないこと。
- (2) この手続きの開始の日から平成29年10月20日（提案書の提出期限）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (3) 山口県税及び国税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。
- (5) 法人の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、若しくはその業務の補助者として使用する恐れがないこと。

3 募集要項等の配布

- (1) 場所
地方職員共済組合山口県支部 事務局
山口県山口市滝町1番1号 山口県総務部給与厚生課内（本館棟6階）
- (2) 日時
平成29年9月19日（火）から平成29年10月6日（金）までの午前9時から午後5時まで（土日を除く）

(3) その他

平成29年9月19日（火）から平成29年10月6日（金）まで、地方職員共済組合湯田保養所「翠山荘」のホームページに募集要項等を掲載する。

(<http://www.suizanso.com/>)

4 参加表明書の提出方法等

(1) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

(2) 提出先

上記3（1）に同じ

(3) 提出期限

平成29年10月6日（金）午後5時まで（必着）

5 提案書の提出方法等

(1) 提出方法

事務局から送付する参加資格確認通知（10月13日頃に通知）を受領後に、提案書を持参し、又は郵送すること。

(2) 提出先

上記3（1）に同じ

(3) 提出期限

平成29年10月20日（金）午後5時まで（必着）

6 現地説明会

(1) 日時

平成29年9月27日（水）午後2時

(2) 場所

山口県山口市湯田温泉3丁目1番1号 地方職員共済組合湯田保養所「翠山荘」

7 提案内容説明会（プレゼンテーション）

提案書の提出後、参加者による提案内容の説明及び質疑応答を行う。

(1) 日時

平成29年10月下旬（10月13日頃に通知）

(2) 場所

別途通知

8 審査

審査は、地方職員共済組合湯田保養所調理業務審査委員会により、平成29年10月に実施する。

9 その他

(1) この手続きに参加した者が山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(2) 詳細については「地方職員共済組合湯田保養所調理業務委託」公募型プロポーザル募集要項を参照し、不明な点は地方職員共済組合山口県支部事務局（電話083-933-2060）に問い合わせること。